【表紙】

【提出書類】 訂正報告書

【根拠条文】 法第27条の25第3項

【氏名又は名称】 クリフォード チャンス法律事務所 外国法共同事業

弁護士 鈴木 秀彦

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内1丁目1番1号

パレスビル3階

【報告義務発生日】 該当事項なし

【提出日】 平成30年11月19日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 該当事項なし

【提出形態】 該当事項なし

【変更報告書提出事由】 該当事項なし

### 【発行者に関する事項】

発行者の名称	ルネサスエレクトロニクス株式会社
証券コード	6723
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

## 【提出者に関する事項】

### 1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー (Capital Research and Management Company)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国カリフォルニア州、ロスアンジェルス、サウスホープ・スト リート333 (333 South Hope Street, Los Angeles, CA 90071, U.S.A.)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内1丁目1番1号 パレスビル3階 クリフォード チャンス法律事務所外国法共同事業 弁護士 鈴木 秀彦
電話番号	03-6632-6316 (担当者直通)

### 2【提出者(大量保有者)/2】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー (Capital Guardian Trust Company)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国カリフォルニア州、ロスアンジェルス、サウスホープ・スト リート333 (333 South Hope Street, Los Angeles, California, U.S.A.)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内1丁目1番1号 パレスビル3階 クリフォード チャンス法律事務所外国法共同事業 弁護士 鈴木 秀彦
電話番号	03-6632-6316 (担当者直通)

### 3【提出者(大量保有者)/3】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	キャピタル・インターナショナル・リミテッド (Capital International Limited)
住所又は本店所在地	英国SW1X 7GG、ロンドン、グロスヴェノー・プレイス40 (40 Grosvenor Place, London SW1X 7GG, England)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内1丁目1番1号 パレスビル3階 クリフォード チャンス法律事務所外国法共同事業 弁護士 鈴木 秀彦
電話番号	03-6632-6316 (担当者直通)

### 4【提出者(大量保有者)/4】

個人・法人の別	法人(株式会社)		
氏名又は名称	キャピタル・インターナショナル株式会社		
住所又は本店所在地	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル14階		
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内1丁目1番1号 パレスビル3階 クリフォード チャンス法律事務所外国法共同事業 弁護士 鈴木 秀彦		
電話番号	03-6632-6316 (担当者直通)		

# 【訂正事項】

	変更報告書 No.1
--	------------

訂正される報告書の報告義務発生日	平成30年8月31日
訂正箇所	平成30年9月7日に提出いたしました変更報告書No.1の記載事項の一部(下記参照)に誤りがございましたので、以下のとおり訂正いたします。

## (訂正前)

## 第2【提出者に関する事項】

- 1【提出者(大量保有者)/1】
- (3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			40,578,977
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	Н
新株予約権付社債券(株)	В	-	I
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	Е		L
対象有価証券償還社債	F		М
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0	Р	Q 40,578,977
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т		40,578,977
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

## (訂正後)

# 第2【提出者に関する事項】

- 1【提出者(大量保有者)/1】
- (3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			40,564,077
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	Н
新株予約権付社債券(株)	В	-	1
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	Е		L

			ᄺᄓᄱᆂᄭᄼ	
対象有価証券償還社債	F		M	
他社株等転換株券	G		N	
合計(株・口)	0	Р	Q	40,564,077
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S			
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т			40,564,077
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U			

### (訂正前)

### 第2【提出者に関する事項】

- 3【提出者(大量保有者)/3】
- (3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			2,097,100
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	А	-	Н
新株予約権付社債券(株)	В	-	1
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	Е		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0	Р	Q 2,097,100
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R	•	
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т		2,097,100
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

## (訂正後)

# 第2【提出者に関する事項】

- 3【提出者(大量保有者)/3】
- (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23	法第27条の23	法第27条の23
	第3項本文	第3項第1号	第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			2,047,300

		H I I I I	I C M E M I E M J E	9 XX+XDE
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	н	
新株予約権付社債券(株)	В	-	1	
対象有価証券カバードワラント	С		J	
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	
対象有価証券償還社債	F		М	
他社株等転換株券	G		N	
合計(株・口)	0	Р	Q	2,047,300
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S			
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т			2,047,300
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U			

## (訂正前)

### 第2【提出者に関する事項】

- 3【提出者(大量保有者)/3】
- (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

#### 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成30年8月31日現在)	V 1,667,808,690
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	0.13
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	0.20

## (訂正後)

### 第2【提出者に関する事項】

- 3【提出者(大量保有者)/3】
- (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

#### 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成30年8月31日現在)	V	1,667,808,690
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		0.12
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		0.20

## (訂正前)

## 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

- 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】
- (1)【保有株券等の数】

法第27条の23	法第27条の23	法第27条の23
第3項本文	第3項第1号	第3項第2号

株券又は投資証券等(株・口)				62,026,677
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	Н	
新株予約権付社債券(株)	В	-	I	
対象有価証券カバードワラント	С		J	
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		К	
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	Е		L	
対象有価証券償還社債	F		М	
他社株等転換株券	G		N	
合計(株・口)	0	P	Q	62,026,677
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R	•		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S			
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т			62,026,677
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U			

### (訂正後)

## 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

#### (1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			61,961,977
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	Н
新株予約権付社債券(株)	В	-	I
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	Е		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0	Р	Q 61,961,977
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т		61,961,977
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

## (訂正前)

### 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

- 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】
- (3)【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー (Capital Research and Management Company)	40,578,977	2.43
キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー (Capital Guardian Trust Company)	8,746,000	0.52
キャピタル・インターナショナル・リミテッド (Capital International Limited)	2,097,100	0.13
キャピタル・インターナショナル株式会社	10,604,600	0.64
合計	62,026,677	3.72

### (訂正後)

### 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

- 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】
- (3)【共同保有における株券等保有割合の内訳】

	•	
提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%) 
キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー (Capital Research and Management Company)	40,564,077	2.43
キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー (Capital Guardian Trust Company)	8,746,000	0.52
キャピタル・インターナショナル・リミテッド (Capital International Limited)	2,047,300	0.12
キャピタル・インターナショナル株式会社	10,604,600	0.64
合計	61,961,977	3.72